

重要事項説明書

あなたに対する利用サービス提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1. 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人 あしたの会
法人所在地	岐阜県岐阜市山県市大桑3512番地1
代表者名	理事長 真野賢児
設立年月日	平成9年7月8日
電話番号	0581-27-0086

2. 事業の目的と運営の方針

事業の種類	指定障害福祉サービス事業	
	多機能型事業所（通所）	就労継続支援B型事業 生活介護事業
事業所の名称	あしたの会家庭学校	
代表者 職・氏名	施設長 秋山 智彦	
事業所の所在地	岐阜県岐阜市則武830番地の4	
電話番号	058-233-9305	
運営・支援の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画に基づき、生産活動を軸にしながら利用者の就労支援、生活支援をしていく。 ・利用者の健康管理、安全管理に十分配慮し、豊かな活動や生活ができるように支援していく。 ・個人情報保護法に基づき、利用者の処遇、プライバシーの保護に配慮する。 ・地域の行事への参加、地域の学校や施設の授業や研修を積極的に受け入れ、「家庭学校まつり」等を通して、地域との交流や連携を図る。 ・職員は、毎日の打ち合わせを通して共通理解を高めるとともに研修会等へ積極的に参加するなど勤勉に勤める。 	
指定年月日	平成24年 4月 1日	
定員	就労継続支援B型 12名	生活介護 8名

3. 施設の概要

(1) 施設

あしたの会家庭学校	構造	鉄骨造 316.56 m ²
	土地	借地 320.65 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積 平方 m	備考
食堂	1	59.32	
作業室（訓練室）	2	100.30	
更衣室	2	14.42	
静養室（医務室）	1	6.90	
会議室・相談室	1	28.04	
便所	5	13.48	
事務室	1	5.27	
材料保管室	1	5.27	

(3) 職員体制

職種	員数（人）	保有資格	備考
管理者	1		
サービス管理責任者	1（管理者と兼務）		
生活支援員	8（内非常勤5）	介護福祉士3名	
職業指導員	1（非常勤）		
目標工賃達成指導員	1（常勤）		配置無し
看護師	1（非常勤）	看護師	

4. 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者 サービス管理責任者	常勤の勤務時間帯（8:30～17:30）
生活支援員	常勤の勤務時間帯（8:30～17:30） 非常勤の勤務時間帯（9:00～16:00） 週3日…4名 週5日…1名
職業指導員	非常勤の勤務時間帯（9:00～16:00） 週5日
目標工賃達成指導員（配置無し）	常勤の勤務時間帯（8:30～17:30）
看護師	非常勤（9:30～12:30） 週1日

5. 施設サービスの概要

(1) 営業日時

営業日	月曜日～金曜日
サービス時間	午前9時～午後4時
休業日	12月29日から1月3日 事業所が定める日（夏期休暇）

(2) 介護給付費等対象サービス

就労継続支援B型、生活介護共通

①施設生活サービス

種類	内容
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行うと共に、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
整容 (歯磨き・洗面含む)	・個性に配慮し、適切な整容が行われるように支援します。 ・歯磨きは、食後に行い利用者の状況に応じ支援します。
移動	・利用者の状況に応じ、必要な支援を行います。
相談及び支援	・利用者及びその家族・後見人等からの相談について、常に誠意をもって応じ、必要な支援を行うよう努めます。

②日中活動支援サービス

種類	内容
日中活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・作業就労支援…利用者の適性・関心に応じての作業を提供します。ニーズに応じて支援し、スキルアップや達成感を図ります。 ・施設外実習…一般就労を目指す利用者に対しては相談支援事業所と連携し他事業所や企業での実習等を計画実施します。 ・生活支援…自活訓練のみでなく、日中活動を通し充実した生活を送れるよう支援します。
社会活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活への移行や社会生活に重点を置き、様々な体験（買い物支援、公共交通機関の乗車体験等）の場を提供し支援します。

③保健医療サービス

種類	内容
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医により、年1回健康診断を実施して健康管理に努めます。 ・ 年1回、歯科医からの歯磨き指導、口腔衛生管理を行います。 ・ 11月下旬から12月上旬にかけて、インフルエンザ予防接種を1回行います。 ・ 緊急時、必要により主治医と連絡を取り合い、責任を持って引継ぎます。 <p><健康診断、予防接種実施医療機関> 青木内科・眼科医院（嘱託医）</p>
服薬管理	服薬が必要な場合、保護者の指示に従い服薬支援を行います。
通院・治療	原則ご家庭での対応となりますが、必要に応じて支援します。
嘱託医名称	青木内科・眼科
医院長名	青木 泰然
所在地	岐阜市則武中3丁目5-15
電話番号	058-232-5131
診療科	内科・眼科
入院設備	無

④社会生活支援サービス

種類	内 容
コミュニケーション	・ 利用者の状況に応じたコミュニケーションの方法を提供し、より良いサービスに努めます。
情報提供	・ 支援内容・施設内行事・地域行事等について利用者や保護者に必要な情報をできる限り提供します。
地域生活移行	・ 自活訓練を目的とし、地域生活に向けての支援を行います。

(3) 支援費対象外サービス

種 類	内 容
食 事	・ どんぐり村福祉工場で調理された弁当を提供します。毎週金曜日は当事業所で生産したパン食を提供します。 <食事時間> 昼食 12:30 ~ 13:30
社会生活上の便宜	・ 日常生活に必要な実習や体験の場を設けます。 ・ 豊かな生活を築くため教養娯楽、趣味活動を充実させ、レクリエーション行事を企画します。 ・ 行政機関に対する手続きが必要な場合には、原則ご家庭での対応となりますが、必要に応じ事業所が代行支援する場合があります。
預り金管理	・ 特別に要請があった場合以外には、特に管理はしておりません。

※ 利用者の選定によるサービスは、別途費用（実費）を頂きます。

6. 利用料金

(1) 介護給付費等サービス利用料金

障害者総合支援法に基づく金額を徴収させていただきます。

【サービス利用に係る料金の概要】

障害者総合支援法に基づく、障害者福祉サービス等を利用された場合の費用負担については、次のように定められています。

障害者総合支援法に基づくサービス（介護給付、訓練給付）にかかる費用の内、9割は、住民票のある市町村が負担しますが、利用サービスに応じた負担（原則費用の1割定率負担）が必要になります。

上記の金額については、市町村が利用者に発行する「受給者証」に記載されています。

<定率負担・実費負担の軽減措置の対象者（世帯）>

- ① 生活保護・・・生活保護世帯
- ② 低所得1・・・市町村民税非課税であって障害者又は障害児の保護者の収入が80万円以下である者
- ③ 低所得2・・・市町村民税非課税である者の内、②に該当しない者

(2) 介護給付費等対象以外の（サービス利用）料金

以下については、料金（実費）をいただきます。

項 目	金 額
食事（基本的な昼の食事）	400 円または 420 円
	320 円（金曜日パン食の場合）
光熱水費	無料
教養娯楽費	実費
その他活動に必要となる諸費用	実費

- ※ 1. 食事が不要な場合には、当日 9 時までにお申し出ください。それ以降のお申し出の場合、実費をいただく場合があります。
- ※ 2. 介護給付費等の支給額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ※ 3. その他社会情勢により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。

(3) 利用者負担金の支払方法

利用者負担金は、サービス利用月末に締め、翌月 15 日までに請求いたします。請求月の 25 日までに、以下のいずれかの方法でお支払ください。

<支払方法>

・ 出納係へ現金支払い
・ 下記指定口座への振り込み
十六銀行 則武支店 普通預金 8507588
口座名義 社会法人あしたの会 理事長 真野 賢児

7. 苦情等申し立て先

当事業所相談窓口及び 解決責任者	・ 窓口担当者 庄野 月美 ・ 解決責任者 秋山 智彦 ・ ご利用時間 9:30 ~ 17:00（当事業所営業日） ・ 電話番号 058-233-9305 ・ 苦情受付箱を設置しておりますのでご利用ください。
岐阜市の窓口	・ 所在地 岐阜市司町 40-1 ・ 電話番号 058-265-4141 障がい福祉課
県の窓口	・ 所在地 岐阜市下奈良 2-2-1 ・ 電話番号 058-278-5136 岐阜県運営適正化委員会

8. 虐待の防止

- ・「障害者虐待防止法」に基づき、日頃より利用者様の人権を擁護し、人権侵害が無いように十分な配慮・注意をし、人権意識を高める研修に努めます。

9. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに家族、医療機関、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を迅速に講じます。

10. 守秘義務

①職員は、事業上知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

②事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

11. 損害賠償について

事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

12. 非常災害時の対応

非常時の対応	・別途定める消防計画により対応いたします。
平常時の訓練	・別途定める「あしたの会家庭学校防災計画」に基づき年2回、昼間を想定した避難・防災訓練を利用者も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機・誘導灯・ガス漏れ報知機・消火器・カーテン等は防災性のあるものを使用しております。
消防計画等	消防署への届け出 : あり 防火管理者 : 庄野 月美

13. 当施設利用の際に留意いただく事項

喫煙	・敷地内全面禁煙です
私物の管理	・私物については、利用者の責任において管理してください。 ・尚、現金等の貴重品は預かり金管理サービスの通りです。
宗教・政治・営利活動	・利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

14. 感染対策について

- ・感染症の発生及び蔓延防止を啓発、普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努めます。